

# 福岡県公報

平成十九年三月三十日  
第二千六百五十九号  
増刊 ②

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則  
福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改  
する。  
目次中「第十四款 病院（第一百二十四条—第一百二十六条）」を「第十四款 削除」に  
改める。

規則	目次
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則	（人事課）…………一
○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（人事課）…………三
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則	（人事課）…………四
○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	（人事課）…………六
○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人事課）…………七

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。  
第二条第四号中「並びに福岡県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福岡県条例第十二号）の規定により設置された病院（精神科病院を除く。）」を削る。

第六条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。  
第七条第二項第一号の表中鉱害課の項を削り、同項第二号の表地域振興課の項中「産炭地振興係 業務係」を「活性化支援係 業務係 鉱害係」に改める。

第十九条を次のように改める。  
第十九条 削除

第二十条の九第一号中「産炭地振興係」を「活性化支援係」に改め、同号ハを次のように改める。  
ハ 築豊地域及び大牟田地域の活性化に関すること。

第二十条の九第二号イ及びロを削り、同号ハ中「特定地域開発就労事業」を「旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業」に改め、同ハを同号イとし、同号ニ中「特定地域開発就労事業」を「旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業」に改め、同ニを同号ロとし、同号中ホをハとし、同条に次の一号を加える。

### 三 鉱害係

イ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定に基づく鉱業権の設定に係る協議に関すること。

ロ 水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第二百三十四号）の施行に関すること

ハ 鉱害対策に関する事務の総合調整に関すること。

ニ 休廃止鉱山鉱害防止事業に関すること。

ホ 石炭鉱放置坑口閉そく事業に関すること。

第二十六条第二号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

規則	訓令
○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令	（人事課）…………八
○福岡県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………一〇	（人事課）…………一〇
○福岡県職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令	（人事課）…………一
○福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令	（人事課）…………一

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

第三十一条の十二第一項中第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 福岡県立ももち文化センターに関すること。

第三十一条の十二第二項中「第三十九号及び第四十号」を「第四十号及び第四十一号」に改める。

第三十一条の十六第三号中トを削り、チをトとし、リを削り、ヌをチとし、同条第四号トを削り、同号チ中「特定地域開発就労事業」を「旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業」に改め、同チを同号トとする。

第五十一条第四号中口からニまでを削り、ホを口とする。

第五十二条第一号ハを削る。

第五十三条第三号中口を削り、ハを口とし、同条第五号口を削る。

第五十五条第一号中ハを削り、ニをハとする。

第六十二条第一号チを削る。

第六十五条第一号の表福岡県職員委員会の項中「出納長」及び「並びに出納長の分限に関する事項」を削り、同表中福岡県保育士試験委員の項、福岡県筑紫保健所結核の診査に関する協議会の項、福岡県宗像保健所結核の診査に関する協議会の項及び福岡県嘉穂保健所結核の診査に関する協議会の項を削り、福岡県田川保健所感染症の診査に関する協議会の項を次のように改める。

福岡県田川保健所	福岡県筑紫保健所、福岡県宗像保健所、福岡県遠賀保健所、福岡県久留米保健所感
福岡県久留米保健所	福岡県筑紫保健所、福岡県朝倉保健所、福岡県糸島保健所、福岡県久留米保健所
福岡県久留米保健所	福岡県筑紫保健所、福岡県八女保健所及び福岡県山門保健所の所管区域内の患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十四条第三項の規定による入院の勧告等について

第六十五条第一号の表中福岡県久留米保健所結核の診査に関する協議会の項を削り、福岡県久留米保健所感染症の診査に関する協議会の項を次のように改める。

〔議会〕で必要な事項の審議に関すること。

第六十五条第一号の表中福岡県八女保健所結核の診査に関する協議会の項及び福岡県京築保健所結核の診査に関する協議会の項を削り、同条第二号の表福岡県特別職報酬等審議会の項中「知事、副知事及び出納長」を「知事及び副知事」に改める。

第八十九条第一項第三号中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同条第十一項中「、結核予防法」を削る。

第四章第二節第十四款を次のように改める。

第十四款 削除

第一百二十四条から第一百二十六条まで 削除

第一百三十七条の三の表福岡県立福岡高等技術専門校の項中「溶接科 被服デザイン科 総合建築科」を「ものづくり溶接科 被服科 住宅建築科」に改め、同表福岡県立田川高等技術専門校の項中

地	中津原分校	田川市大字 穂字柿ヶ浦 二〇五九番	窯業製品系陶磁器製造科 處理系OAシステム科 電気工事科 自動車整備科 木工科
地	田川郡香春町大字中津字才立一〇七七番地	自動車運転科	左官科
地	左官科		

を

に

改める。

第一百三十七条の四中「分校に分校長を」を削る。

第一百三十七条の五第二項第二号イ中「総合建築科」を「住宅建築科」に改め、同項第三号イ中「溶接科、被服デザイン科」を「ものづくり溶接科、被服科」に改め、同条第四項中「及び同中津原分校」を削り、同項第四号を削る。

第百三十七条の六の表中「デザイン系商業デザイン科 義肢・装具系義肢・装具科」を「デザイン系商業デザイン科」に、「アパレルデザイン科 DTP制作科」を「DTP制作科 流通ビジネス科」に改める。

第百三十七条の八第一号イ中「、アパレルデザイン科」を削り、「及び第二種情報処理系プログラム設計科」を「義肢・装具系義肢・装具科」を削り、「及び第二種情報処理系プログラム設計科」を「第二種情報処理系プログラム設計科」に改める。

#### 第百九十二条の表中

福岡県北九 州家畜保健 衛生所	福岡県筑豊 家畜保健衛 生所	福岡県北部 家畜保健衛 生所
管 理衛生課 防 疫 課 檢 査 課	管 理衛生課 防 疫 課 檢 査 課	管 理衛生課 防 疫 課 檢 査 課
嘉 麻 市 漆 生 北 九 州 市 小 倉 南 区 中 吉 都 郡 、 築 上 郡	嘉 麻 市 漆 生 北 九 州 市 行 橋 市 、 豊 前 市 、 中 間 市 、 遠 賀 郡 、 京 田 三 丁 目 二 十 番 十 三 号	北 九 州 市 行 橋 市 、 豊 前 市 、 中 間 市 、 遠 賀 郡 、 京 直 方 市 、 飯 塚 市 、 田 川 市 、 宮 若 市 、 嘉 麻 市 、 鞍 手 郡 、 嘉 穂 郡 、 田 川 郡 前 市 、 中 間 市 、 宮 若 市 、 嘉 麻 市 、 遠 賀 郡 、 鞍 手 郡 、 嘉 穂 郡 、 田 川 郡 、 京 都 郡 、 築 上 郡
五 八 七 番 地	五 八 七 番 地	五 八 七 番 地

を に を

改める。

第百九十四条第三項中「福岡県北九州家畜保健衛生所、福岡県筑豊家畜保健衛生所」を「福岡県北九州家畜保健衛生所」に改める。

第二百三十三条第一項中第三号ニ及び第四号ハを削り、同条第三項第三号イ中「（同号ニに規定する事務を除く。）」を削る。

第二百六十条の二の二第二項中「、病院の会計課」を削り、「及び農業大学校」を「農業大学校及び家畜保健衛生所」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（出納長に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項

の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の福岡県行政組織規則第一条、第六条第二項、第六十二条第一号チ、第六十五条第一号の表福岡県職員委員会の項及び同条第二号の表福岡県特別職報酬等審議会の項の規定は、なおその効力を有する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

#### 福岡県規則第二十六号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則別表第四号中「病院及び」を削り、同表中第十一号を削り、第十三号を第十二号とする。

別表の一 本庁の表第一号の三を次のように改める。

1の3出納事務局 長	1 地方自治法第百六十八条に定める会計管理者の権限に属する事務を掌理する。 2 前号に掲げる事務を除く事務について、知事の命を受け、出納事務局等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---------------	---

別表の二 出先機関の表中

上司の命を受け、当該出先機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

当該出先機関の長を補佐し、当該出先機関の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

を

1 所長 2 場長 3 院長 4 校長 5 園長 6 副所長 7 次長 8 副場長 9 副院長	上 司 の 命 を 受 け 、 当 該 出 先 機 関 の 事 務 を 掌 理 し 、 所 属 職 員 を 指 握 監 督 す る 。
---	---

を に を し に

附則

- |   |
|---|
| <p>改め、第一十五号を第二十二号とし、第一十五号の二を第二十三号とし、第二十五号の三を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、第二十六号の二を第二十六号とし、第二十六号の三を第二十七号とし、第一十六号の四を第二十八号とし、第二十六号の五を第二十九号とし、第二十六号の六を第三十号とし、第二十六号の七を第三十一号とし、第二十七号を第三十二号とし、第二十八号を第三十三号とし、第二十八号の二を第三十四号とし、第二十九号を第三十五号とし、第二十九号の二を第三十六号とし、第三十号及び第三十一号を削り、第三十二号を第三十七号とし、第三十三号から第四十四号までを五号ずつ繰り下げる。</p> |
| <p>別表の備考中「第一号から第三十六号まで及び第三十九号から第四十四号まで」を「第一号から第三十九号まで、第四十一号及び第四十四号から第四十九号まで」に改める。</p>   |
| <p>1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。</p>   |
| <p>（出納長に関する経過措置）</p>  |
| <p>2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の福岡県職員の職の設置に関する規則別表の一 本庁の表第一号の三の規定は、なおその効力を有する。</p>   |

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二条第一号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十一条第五号ロ及び第十二条の二第一項第四号ロ中「吏員」を「職員」に改める。

第十二条第一項第十二号の次に、次の二号を加える。

十二の二 財務規則第二百四十二条第一項第五号の規定に基づき、財務担当所長が行った物品の購入請求に係る検収を行う職員に指定すること。

十二の三 財務規則第二百四十二条第二項第二号の規定に基づき、財務担当所長が行った物品の購入請求に係る検収を行う職員に指定すること。

第十六条中（見出しを含む。）「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十八条第一号中「及び病院」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二十条第六項第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号ハ中「場合に」を「場合において、当該感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき」に改め、同号中ラをクとし、ワからナまでをタからウまでとし、ウの次に次のように加える。

ヰ 法第三十七条の二の規定に基づき、結核患者の医療公費負担についての要否を決定すること。

ノ 法第三十八条第二項、第七項及び第九項の規定に基づき、結核指定医療機関の指定をし、指導を行い、及び指定を取り消すこと。

オ 法第四十二条第一項の規定に基づき、法第三十七条第一項（結核患者に係るものに限る）又は第三十七条の二第一項に規定する医療に要した費用の公費負担の要否を決定すること。

第二十条第六項第四号中ヲをカとし、トからルまでをリからワまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第二十四条の二の規定に基づき、入院している患者又はその保護者からの苦情の申出に対して、その内容を聴取し、処理の結果を通知すること。

第二十条第六項第四号ヘ中「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改め、同ヘを

同号トとし、同トの次に次のように加える。

チ 法第十九条第七項の規定による入院の措置をしたことを法第二十四条第一項に規定する協議会に報告すること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

第二十条第六項第四号ホ中「同条第一項」を「同条第三項」に改め、同ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 法第十八条第五項及び第六項の規定に基づき、同条第一項の規定による通知をしようとするときに、あらかじめ法第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴き、又は意見を聴かなかつた場合において通知した内容を報告すること。

ヤ 法第五十三条の十の規定に基づき、法第十二条第一項の規定による結核患者に係る届出を受けた場合において、当該患者が管轄の区域外に居住するときに、その管轄の保健所長に当該届出の内容を通知すること。

第二十四条第一号ヌ中「吏員」を「職員」に改める。

第三十条から第三十二条までを次のように改める。

### 第三十条から第三十二条まで 削除

第四十条第二項第一号中「中小企業団体中央会」の下に「、共済事業を行う協同組合連合会、事業協同組合及び事業協同小組合、責任共済等の事業を行う協同組合連合会及び事業協同組合」を加え、同号中ネをラとし、ヨからツまでをレからナまでとし、同号カ中「若しくは業務の停止若しくは役員の改選を命じ、認可を取り消し、」を削り、同号カを同号タとし、同号ワ中「第百五条の四」を「第百五条の四第一項」に改め、「必要な報告を徴し、」を削り、同ワを同号ヨとし、同ヨの前に次のように加える。

カ 組合法第一百五条の三第二項の規定に基づき、業務又は会計に関し必要な報告を徴すること（組織法第五条の二十三第六項において準用する場合を含む。）。

第四十条第二項第一号ヲ中「第百五条の三」を「第百五条の三第一項」に改め、同ヲを同号ワとし、同号ル中「第百五条の二」を「第百五条の二第一項」に改め、同ルを同号ヲとし、同号中ヌをルとし、リをヌとし、同号チ中「第九十七条第二項」を「第九十六条第五項」に改め、同チを同号リとし、同号ト中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同トを同号チとし、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える

、組合法第五十七条の五の規定に基づき、余裕金を他に運用する認可をすること（組織法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）。

第五十条第一項第一号ワ及び第七十条第一項第一号ヨ中「吏員」を「職員」に改める。

第七十条第十項を削る。

第七十四条第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同号イ中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十七条の三（見出しを含む。）中「吏員」を「職員」に改める。

別表中「財務担当所等」を「財務担当所」に、「財務担当所長等」を「財務担当所長」に改め、同表中「財務担当所長及び病院の長に対する委任」を「財務担当所長に対する委任」に改め、同表中第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第一二三号までを一号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の福岡県事務委任規則第一条、第二条第一号、第九条及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県規則第二十八号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「職員の職」を「職員」に改め、同表嘉穂病院の項及び柏屋新光園の項を削る。

第八条第一項第三号を次のように改める。

三 道路上等作業手当

第八条第二項第一号中「イからニまで」を「イ及びロ」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「病院、施設等」を「施設等」に改め、同号中ハをロとし、ニを削り、同項第二号中「道路上作業手当」を「道路上等作業手当」に、「ハまで」を「ニまで」に改め、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 河川監視が県の管理する河川区域において動物の死体処理作業に従事した場合勤務一日につき二百三十円

第八条第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四 ほ場等管理業務手当は、農業総合試験場に勤務する職員が次のイに掲げる業務又はロに掲げる作業に従事した場合にそれぞれ支給し、その手当の額は、イ及びロに定める額とする。

イ 農業機械等（第三号イに規定する農耕作業用自動車を除く。）を操作してほ場等を管理する業務 勤務一日につき百二十円

ロ 家畜ふん尿貯留槽等のふん尿を処理するため、直接バキュームカーにより当該ふん尿を収集し、ほ場に散布する作業 勤務一日につき二百三十円

五 動物等保護管理作業手当は、保健福祉環境事務所に勤務する動物愛護管理技術員が動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十六条第二項の規定による次のイ及びロに掲げる作業に従事した場合に支給し、その手当の額は、それぞれイ及びロに定める額とする。ただし、同日に次のイ及びロに掲げる作業に従事した場合の手当の額は、イに定める額とする。

イ 負傷動物の収容作業 勤務一日につき二百六十円  
ロ 動物の死体の収容作業 勤務一日につき二百三十円

第八条第二項第六号の表社会福祉作業手当の項中「第六条第一項第三号」を「第八条第一項第二号」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

福岡県知事 麻生渡

第九条第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

付則第二十三項中「県立病院、施設等」を「施設等」に改める。

付則第二十六項を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則第九条第二項の規定並びに附則第五項の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成九年福岡県規則第七号）の規定及び附則第六項の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十三年福岡県規則第三十一号）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

3 施行日から平成二十年三月三十一日までの間に限り、粕屋新光園に勤務する単純な労務に雇用される職員については、この規則による改正後の単純な労務に雇用される

職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則第八条第二項第六号の表社会福祉作業手当の項の規定は適用せず、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（以下「改正前の単労規則」という。）第五条の表粕屋新光園の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「一」とあるのは、「〇・五」とする。

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間に限り、改正前の単労規則付則第二十項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「県立盲学校、県立聾学校及び県立養護学校」とあるのは「県立特別支援学校」と、「受ける号給」とあるのは「職務の級」と、「別表第三に掲げる額」とあるのは「別表第六に掲げる調整基本額に〇・五を乗じて得た額」とする。

5 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成九年福岡県規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項の表中「7号給」を「1級9号給」に改める。

6 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十三年福岡県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「なお従前の例」を「基準日において福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）第七条第五項に定める年齢（以下「県職員昇給停止年齢」という。）を超えている県職員（

県職員給与条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）の例」に改める。

附則第三項中「、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則第三条第一項の規定にかかわらず」を削り、同項第一号中「なお従前の例」を「基準日における年齢が県職員昇給停止年齢から二年を減じた年齢を超えている県職員の例」に改め、同項第二号中「を昇給できる回数の限度として、なお従前の例」を「の回数の範囲内で、基準日における年齢が県職員昇給停止年齢から二年を減じた年齢を超えていない県職員の例」に改め、同号イ中「狂犬病予防技術員」を「動物愛護管理技術員」に改める。

附則第四項中「福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。）第七条第七項に定める年齢」を「県職員昇給停止年齢」に、「県職員給与条例の適用を受ける職員の例」を「県職員の例」に改める。

(この規則の施行に関し必要な事項)

7 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月三十日

福岡県規則第二十九号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の項上欄中「別表六の項ア」を「別表六の項サ」に改め、同項下欄中ヶを削り、マをヶとし、ソからヤまでをツからマまでとし、同欄レ中「第五条の八」を「第五条の十三」に改め、同レを同欄ソとし、同欄タ中「第五条の七」を「第五条の十二」に改め、同タを同欄レとし、同欄中ヨをタとし、カをヨとし、ワの次に次のように加える。

力 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなお効力を有するとされる同法第二条の規定による改正前の医療法第五十六条第二項及び第三項に規定する残余財産の処分又は帰属の認可の申請に係る書類

リ 法第五十二条第一項に規定する事業報告書等

別表五の項下欄中トをチとし、イからヘまでをロからトまでとし、ロの前に次のように加える。

別表五の項下欄中トをチとし、イからヘまでをロからトまでとし、ロの前に次のように加える。

イ 法第六条の三第一項及び第二項に規定する病院等からの報告及び変更の報告に係る書類

別表五の項下欄に次のように加える。

工 施行規則附則第五十一条及び第五十二条に規定する病院の開設者からの療養病床の転換予定の届出に係る書類

「第一条の四」に改める。  
別表九の項下欄カ中「第十二条の二」を「第十二条の五」に改め、同欄ヨ中「第十二条の三」を「第十二条の六」に改める。

別表一四の項下欄ロ中「第十三条の二」を「第十五条」に改め、同欄ハ中「第十三条の二」を「第十六条」に、「第十条」を「第十二条」に改め、同欄ニ中「第十三条の二」を「第十六条」に、「第十一条」を「第十三条」に改め、同欄ヘ中「第五条」を「第七条」に改め、同欄ト及びチ中「第六条」を「第七条の二」に改める。

別表一九の項上欄中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床

検査技師等に関する法律施行令」に改め、同項下欄イ中「第三条」を「第一条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同欄ハ中「第五条」を「第三条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同欄ニ中「第七条」を「第五条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同欄ホ中「第八条」を「第六条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同欄ヘ中「第八条」を「第六条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同欄ト中「第九条」を「第七条」に改め、「又は衛生検査技師」を削り、同欄に次のように加える。

チ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第三条、第五条及び第六条から第九条までの規定による衛生検査技師の免許に関する申請書及び免許証別表三四の項下欄イ中「カワウ」の下に「、アオサギ」を加え、「及びノヤギ」を「ノヤギ及び狩猟鳥獣である鳥類のひな」に改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。  
附 則

## 訓 令

福岡県訓令第十二号

本  
出  
先  
機  
関

福岡県警察本部  
福岡県教育府  
福岡県監査委員事務局  
福岡県人事委員会事務局  
福岡県労働委員会事務局  
福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

る

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令  
福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓

第一条及び第二条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

## 第七条の表知事部局の項中

出納長の決裁事項	出納事務局長	主務課の課長
部長の決裁事項 出納事務局長の決裁事項	局を置く部にあつては 局の所掌事務について は局長、その他の事務 については部次長、局 を置かない部にあつて は部次長	主務課の課長
主務課の課長	主務課の副課長等（副課長を置く課 にあつては副課長（副課長が二人以 上あるときは、当該事務を担当する 副課長。以下同じ）、その他の課に あつては課長補佐（課長補佐が二人 以上あるときは、当該事務を担当す る課長補佐。以下この表中同じ。） をいう。以下この表中同じ。）	主務課の課長

二

三

項	出納事務局長の決裁事
主務課の課長	主務課の副課長等

「課長が指定する吏員」を「課長が指定する職員」に、「所長が指定する吏員」を「所長が指定する職員」に、

			病院
計量検定所	院長の決裁事項	副院長の決裁事項	庶務及び財務会計に関する事務については事務長、その他の事務については副院長（副院長が二人以上あるときは、当該事務を担当する副院長。以下この表中同じ。）
所長の決裁事項	事務長の決裁事項	事務長	庶務及び財務会計に関する事務については主務課の課長、その他の事務については事務長
次長	次長	主務課の課長	主務課の副長（副長を置かない課にあつては、事務長が指定する吏員）
主務課の課長	主務課の課長	院長が指定する吏員	

に

「場長が指定する吏員」を「場長が指定する職員」に、「校長が指定する吏員」を「校長が指定する職員」に改め、「出先機関の長が指定する吏員」を「出先機関の長が指定する職員」に改め、「分校」を削り、同表教育庁の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、労働委員会事務局の項中「吏員」を「職員」に改める。

第十六条第八号中ハを削り、ニをハとし、ホからワまでをニからヲまでとし、同条第十三号ホ中「出納長」を「会計管理者」に改め、同号レ中「第二百六十六条第二項第二号」を「第二百六十六条第二項」に改め、同号中ケをエとし、ラからマまでをヰからコとし、ヰの前に次のように加える。

第十六條第八号中ハを削り、ニをハとし、ホからワまでをニからヲまでとし、同号第十三号ホ中「出納長」を「会計管理者」に改め、同号レ中「第二百六十六条第二項第二号」を「第二百六十六条第二項」に改め、同号中ケをエとし、ラからマまでをヰからコとし、ヰの前に次のように加える。

規則第二百四十二条第二項第一号の規定に基づき、使用責任者が行う物品の購入請求に係る検査を行う職員を指定すること。

第十六条第三号中ナをムとし、ソからネまでをネからラまでとし、レの次に次のよう<sup>う</sup>に加える。

ソ 規則第二百十八条に規定する行政財産の目的外使用許可の更新のうち、規則第

二百六十五条第一項の規定に基づき行つた許可に係るもの<sup>を更新すること。</sup>

ツ 規則第二百十八条の規定に基づき行う本府等における行政財産の目的外使用許

可の更新のうち、規則第二百六十五条第二項第一号に係る行政財産の目的外使用に

関すること。

第十六条第三号ロを削り、同条第十七号の二に次のように加える。

ヌ 規則第二百八十七条の規定に基づき、帳票を定めること。

第十七条（見出しを含む。）中、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第三号イ

を次のように改める。

イ 規則第二百二十六号第二項に規定する本府等における公金の時間外取扱の要請を

指定金融機関に対して行うこと。

第十七条第三号ニを次のように改める。

ニ 規則第二百二十八条第三項の規定に基づき、資金管理要綱を定めること。

第十七条第四号を次のように改める。

#### 四 削除

第十七条第五号ハ中「第一百条第二項から第五項まで」を「第一百九条第二項から第六項まで」に改め、同号ニ中「第一百十二条第三項」を「第一百条第三項」に改め、同号ホ中「第一百十三条第一項」を「第一百十二条第一項」に改め、同条第六号イ中「第五十九条、第一百十四条」を「第一百十三条」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 規則第二百二十八条第一項の規定に基づき、資金の運用を行うこと。

第十七条第六号中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、トの前に次のように加える。

ヘ 規則第二百三十八条の規定に基づき、部長から財産報告を受けること。

第十七条第六号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 規則第二百二十八条第二項の規定に基づき、部長から収入及び支出の見込額についての報告を受けること。

第二十一条第三号ニ中「第六条」を「第七条」に、「休憩時間又は休息時間」を「

及び休憩時間」に改め、同号リ中「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同条第六号ハを削る。

第二十一条の四の二を削る。

第二十四条を次のように改める。

別表一第十二項部長等専決事項の欄第十六号及び同項課長専決事項の上欄第二十二号中「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に、同表第十四項知事決裁事項の欄

第一号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表二第十一号中「普通財産」を「公有財産」に改める。

別表四出納事務局長の欄を削る。

別表五出納事務局長の欄を削る。

別表七中「及び病院の院長」を削り、「第二十二条第三項に規定する副所長等及び病院の事務長」を「第二十三条第三項に規定する副所長等」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

##### （出納長に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により出納長がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の福岡県事務決裁規程第一条、第二条第一号及び第二号、第七条、第十六条第三号、第十七条、別表一、別表四及び別表五の規定は、出納長及び出納事務局長については、なおその効力を有する。

#### 福岡県訓令第十三号

本  
府

福岡県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令  
福岡県労働委員会事務局処務規程（昭和五十三年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「諸規程」を「規則及び規程」に改める。

第十二条の表課長の決裁事項の項及び副課長の決裁事項の項中「吏員」を「職員」に

改める。  
第十三条中「県職員」を「知事部局」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 福岡県訓令第十四号

本 庁

出先機関

福岡県職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令  
福岡県職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「福岡県人事委員会規則第五号」の下に「。以下「規則」という。」を加える。  
第四条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第五条中「宿日直命令簿（様式第一号）」を「別に定める宿日直命令簿」に改める。

第八条第二項中「第九条」を「第十条」に改める。

第十条中「福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を「規則」に、「同項第二号イ」を「第二号イ若しくはヘ」に改める。

第十三条中「かぎ保管簿（様式第二号）」を「別に定めるかぎ保管簿」に改める。

第十四条第一項中「宿日直日誌（様式第三号）」を「別に定める宿日直日誌」に改め

る。  
第十五条第一項第三号中「（様式第一号）」を削る。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（適用除外）

第十七条 規則第九条第一項第一号へに規定する勤務に従事する職員については、第十三条及び第十五条の規定は、適用しない。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 福岡県訓令第十五号

本 庁

出先機関

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令  
福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十年三月福岡県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、休息時間」を削る。

第四条を削る。

第五条中「前三条」を「前二条」に、「、休憩時間又は休息時間」を「及び休憩時間」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。  
(休憩時間の臨時変更)

第五条 前二条の規定にかかわらず、命令権者は、公務の運営上の事情により緊急かつやむを得ない場合には、職員の休憩時間を臨時に変更することができる。

第六条中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

発行  
福岡県市  
(総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
九福岡市  
州博多区  
東比恵二丁目  
エツ株式会社  
番一  
社号

定価  
一箇月(一・三五〇円(税込・郵便料別))

第七条中「休憩時間又は休息時間」を「及び休憩時間」に改める。  
第八条中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。  
第十条中「、休憩時間及び休息時間」を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。